

## 会議録

会議の名称	第19回藤井寺市子ども・子育て会議
開催日時	令和元年12月19日(木) 10時00分から12時15分
開催場所	藤井寺市役所 厚生棟2階 研修室
出席者	委員：岩下 房子・岡本 祐典・輿石 由美子・土井 義博 中川 早織・中辻 智子・星野 智子・松田 直子 (順不同・敬称略)
欠席者	委員：石垣 雄一・福森 節子 (順不同・敬称略)
会議の議題	1. 第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の素案について 2. その他
会議資料	1. 次第 2. 第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(素案) (資料1) 3. 実費徴収に係る補足給付事業について(報告) (資料2) 4. 公立幼稚園の利用定員の確認(資料3)
会議の成立	成立
傍聴者数	3人
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記
記録内容の確認方法	会長の確認を得ている。
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開

## 第19回藤井寺市子ども・子育て会議

日時：令和元年12月19日(木) 10時00分～12時15分

場所：藤井寺市役所 厚生棟2階 研修室

1. 市長挨拶
2. 会長挨拶
3. 参加者紹介
4. 議事
  - (1) 第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の素案について
  - (2) その他
5. 議事録

事務局： 委員10名中8名の出席で会議が成立。なお、傍聴人は3名であると報告させていただく。

会 長： それでは次第に沿って議事を進める。議題1「第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の素案」について、事務局から説明をお願いします。

～事務局より資料1

- 第1章 計画策定に当たって
- 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況
- 第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況
- 第4章 ニーズ調査の結果について
- 第5章 基本理念と施策体系
- 第6章 施策の展開 について説明～

事務局： 説明ばかりとなっているので、ここで一度議論をいただきたいと思う。

会 長： ここまで市の現状、課題や今後の方向性などについて詳しく説明していただいた。何かご意見ご質問はあるか。

委 員： とても理想的な事がたくさん書かれており、これが実現したら良いと思うが机上の空論では困る。市のボランティア活動等の活性化に努めるとあり、私もボランティア活動をしているが、具体的にどのように支援を考えておられるか。

事務局： ボランティア活動については、この5年間あまり進んでいなかった取組みである。子育ては大きな負担が保護者にかかる。公的な助けだけでなく、地域の人同士で話したり、相談したりできる環境を作りたいと考えている。まずは、どれくらいの団体がどのような活動しているのかを把握したい。活動団体を作りたいが、作り方が分からない、団体への入り方が分からないといった相談も受けているので、そのような相談があった際には、紹介をするよう

なことを想定している。

委員： 窓口相談に来られた方だけに情報提供ということか。

事務局： 情報の発信の仕方にもよるが、窓口に来ていただくのが一番詳しく情報提供できると思う。実現できるかはまだ分からないが、パンフレットの作成であったり、ホームページに情報掲載するなど、周知方法を検討していきたいと思っている。

委員： パンフレットの作成は良いと思う。まだ、実現できるかは分からないとのことだったが、そのようなことについて、市民の方に「誰かやってくれませんか」という投げかけがあれば、もっと市民も参加しやすいのではないかと思う。

また、67 ページに子どもの貧困について書いていただいているが、今、市内で子ども食堂を運営している団体がいくつかあり、私も参加させていただいている。団体を運営している者の思いとしては、できれば子どもの貧困の役に立ちたいと思い活動しているが、そのような状況の方達がどこにいるのか分からず、友人関係の口コミで広まった方々の利用が多い状況である。市が、そのような子どもや家庭とつながりがあるのであれば、つないでほしい。

毎日の生活に困っている方のために活動しているが、たった月1回子ども食堂を開催することに何の意味があるのかと感じていても、何をすれば良いか分からないため、第一歩として子ども食堂を開催したという現状もある。具体的に、このような支援を求めているということを市から教えていただけるとありがたい。活動している方も模索している状況である。

例えば、小学校と連携し生活に苦しんでいる家庭を教えていただいたりできればいいが、個人情報等の関係で難しい。この辺りを、役に立ちたいと考えている方とつないでいただきたい。

次に60 ページの場の充実とあるが、場も重要であると思うが知らないということが本当に多い。子育てマップや子育てアプリなど色々していただいているが、個人的には広報紙に子育て支援がいつ、どこであるかをまとめ、一目で分かるようにした子育てカレンダーなどを作成して欲しいと思う。

会長： ボランティア活動、子ども食堂、子育て支援の情報発信の仕方についての意見であったが、特に子ども食堂、情報発信の仕方についてはお答えいただきたいと思う。

事務局： 子ども食堂は比較的新しい取り組みで、市として情報収集や相談に応じている状況で、今後どうしていくか考えなければならないと感じている。団体と貧困家庭をどこまでつないでいくかは難しいところがある。活動者の中には、貧困対策と大きく前に出してしまうと、そこに通う子どもは貧乏である等の誹謗中傷の原因になる可能性もあるため、地域の集まり的なものとしてやりたいと考えている方もいれば、一方では生活に苦しむ子どもを助ける社会貢献的なものと捉えている方もいるためである。市としてどのように支援していくかは内部でも議論をしていきたい。

委員： 子ども食堂を運営している方の多くは、困っている子どもの助けになりたいと思っており、主となるメンバー以外の色々な世代の方々も、自分も少しでも役に立てばと、活動に携わってくれている。

しかし、ニーズが分からず、子ども食堂の開催以外に支援を思いつかないこともあり、とりあえず運営している状態である。具体的に、例えば学習支援として、市役所の地下を開放して、子どもの学習支援教室を開催するなどを、市が声かけさえしてくれば、集まってくれるボランティアはいると思う。今は、フードバンクや、子育て支援のために助成金を出して

いる企業も多くある。市に舵を取ってほしいと思う。

事務局： 市としても、地域のボランティアの方とのつながり方を模索している。今後、引き続き検討していきたい。

会長： 子育て支援の情報カレンダーについて、その日にある子育て支援の内容が分かるのは良いと思うので、検討していただければと思う。

委員： 見守り活動をしていて感じることは、問題やトラブルがある子どもについて、子どもの親やさらに祖父母にあたる方に、生活面・学習面で問題があると感じることも多い。子どもへの支援だけでなく、そのような親・祖父母へも支援をしないと問題は解決しないのではないかと思う。そのような家庭へ入っていき支援して欲しいと思う。また、そのようなことを相談できる窓口はあるか。

事務局： その子どもがどこに所属しているかなど、ケースによって対応する部署が変わってくる。例えば、その子どもが保育所や幼稚園に所属している場合、まずは現場の先生方に相談していただき、その後、子育て支援課や健康課へつなぐことになるかと思う。

委員： 改善がみられていないような気がしている。そうすると、その子ども達がまた親となり、その子どもも同じような問題を抱えていき、繰り返しになってしまう。そこを改善していただきたいと思う。

会長： 63 ページの子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたってきめ細やかな情報提供と利用者支援を実施とある。このように市が家庭の中に少しは入っていくような支援をされていると思うが、今後も方向性を検討してほしい。

委員： 子ども 110 番の家を近頃見かけないと感じる。また、32 ページにあるように登録状況は、ずっと 448 件だが、実態はどうなっているのか。  
自宅が通学路に面しているため、子ども 110 番の家に参加したいが、どこで登録をしたらいいかわからない。

生涯学習課： 子ども 110 番の家は、生涯学習課で所管している。平成 26 年度から平成 30 年度まで、登録数が変わっていないのは事実である。どこで登録できるかわからないのも原因の一つであると思うが、近年の登録申請はないのが現状である。ただ、ご協力いただけるのであれば、生涯学習課の方に来ていただければ対応させていただくので、よろしくお願ひしたい。

会長： 110 番のステッカーが貼ってあっても、そこが空き家であったり、知らない人だから入りにくいというようなことはあると思う。また、どこで登録できるのかということも含め市民へ発信し、より機能するよう考えてほしい。

副会長： 市が最初からやるのではなく、民間や地元からあがってきたものを把握し、支援することが大事だと思う。「やりなさい」より「やりたい」の方が絶対活かされるし、意味ある活動になるはず。まずは、どのような団体が活動されているか実態を調査していただき、団体に対しどのように市が関わっていけるかを考えるべきではないか。すでにいろいろな団体が活動しているのだから、そこに市がアドバイスをしていく方が意味のある活動になるのではないかと思う。

また、市が小学校や幼稚園等に対しどれだけ言えるのか、逆に小学校や幼稚園等がしたいことを言って、どれだけ実現できるのか。幼稚園のニーズが少なくなっているのは残念であるが、その理由を徹底的に考えないといけないと思う。今は共働きの多いため、こども園や保育園のニーズが高いと思うが、今は預かり保育の制度もある。ただ、預かり保育を活かすためには預かりをする先生を新しく雇い、教育時間以上の時間のことは援助しなければならない、それを先生にやりなさいというのは違うと思う。預かり保育の時間が17時までではなく、もっと延長されて、もう少し利用者にとっても使いやすい制度になり、その状況が見える状況で、幼稚園に預けていても働ける環境が整っていけば、幼稚園のニーズも出てくるのではないかと。

小学校の放課後児童会については、昔は、ボランティアで学生がいくことがあったが、今はアルバイトになっている。意識の違いももちろんあるが、お給料をもらうことで、仕事の大切さを学ぶとともに、学生たちが学習支援を学べる良い土壌だと思う。そのような学校とのつながりは大切にしてほしい。

また、放課後児童会に来てくれる子どもにとって、遊びの場であったり、学習するための場であったりと、有意義な場となる必要があると思うので、現場と話し、子どもたちにとって望ましい形を考えてほしい。子どもたちのニーズではなく、親のニーズが優先されがちである。子ども第一の施策を考えていただければと思う。

会長： 例えば、子ども食堂の情報発信は大人の事情を考えると発信しにくいということもあるが、副会長がおっしゃった子どもの視点で考えるならば、図書館に掲示したり、ひとり親家庭の方の相談窓口情報発信の資料を置いたり、色々な方法が考えられる。子どものために、どうやったらできるのか考えてほしい。

他に何かあるだろうか。

～質問なし～

会長： では、量の見込みの説明が残っているので、事務局より説明願いたい。

事務局： 素案83ページ第7章について説明する。

この章は、第17回の会議で暫定値をお示しした教育・保育の量の見込みと、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込み、それぞれの確保方策について、計画に落とし込んだ部分となる。前回と同様、これらの説明については各所管課から説明させていただく。子育て支援課から説明をお願いします。

子育て支援課： 量の見込みに先立ち、第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画に包含している藤井寺市母子家庭等自立促進計画について報告する。

藤井寺市母子家庭等自立促進計画は、母子家庭等の生活の安定と向上のため「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づき策定しているものである。素案の主に66ページに具体的な内容を記載している。

今回、計画を策定するにあたり、同法律に「自立促進計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とあることから、事前に当市の母子寡婦福祉会に今回の計画について会長でもあり当会議の委員でもある福森委員に11月13日及び12月10日に説明をしている。会長より役員の方にも計画について説明していただいていると聞いており、「特に意見はありません」というご意見をいただいている。

量の見込みと確保方策の説明をさせていただく。88ページの子育て援助活動事業（病児・

緊急対応強化事業を除く)とは、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動事業で、預かりや保育所への送迎などを行う事業である。確保の方策は、第一期計画を参考に算出している。今後も援助会員の確保を図る。

トワイライトステイとは、保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。確保の方策は、利用可能な施設は2か所と契約しており、1回の利用日数は原則1週間まで、1つの施設で4か月に1組は受け入れ可能と見込み、年間3組の利用で、7日×2施設×3組=42日を確保の方策として算出している。より一層の周知を行い、利用の促進を図る。

次に89ページのショートステイとは、保護者が病気等で家庭での保育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に児童の預かりを行う事業。量の見込みは、国が示す手引きに従った数値で見込み、確保の方策は、利用可能な施設は4か所と契約しており、1回の利用日数は原則1週間まで、1つの施設で4か月に1組は受け入れ可能と見込み、年間3組の利用で7日×4施設×3組=84日を確保の方策として算出している。より一層の周知を行い、利用の促進を図る。素案中ショートステイの文中、「母子を」と記載があるが、基本的には、児童の養育保護が主となるため、記載については、検討する。

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互に交流し、子育てについての相談対応、情報提供、助言等を行うことにより、家庭や地域における子育て機能の向上や子育て中の親の孤独感や不安感を低減するため、地域にて子育て支援の拠点を設置する事業。量の見込みについては、国が示す手引きに従った数値から、ひとり親家庭と共働き家庭は、実際に利用する機会が非常に少ないことから、控除したものを量の見込みと算出するが、実績の利用数との大幅な乖離が生じ、ここ数年の実績や今後の女性の就業率を80%にするという政府の方針等を勘案し、また今後も共働き家庭が増えると潜在的な需要は減ると想定されることなどから、さらに2割減で見込んでいる。確保の方策は、現在4か所で実施しているが、令和2年度より開所される(仮称)ふじみ保育園内に新しい拠点が1か所増えることが予定され、この新しく増える拠点に関しては、他の最大利用実績を参考に見込み、他の4か所については各々過去最大の実績を合わせて算出している。今後もより一層の周知を行い、利用の促進を図るとともに、出張ひろばなどに積極的に取り組んで、より広く参加していただけるように努める。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター事業)は、先ほど88ページで説明した事業と同じである。量の見込み、確保の方策は、先ほどの就学前と同様に第一期を参考に算出している。こちらも同様に、援助会員の確保に努める。

90ページの養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要とする家庭に訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業。量の見込み、確保の方策は、手引きに従った数値及び利用実績を勘案して見込んでいく。今後も、養育支援が必要な家庭の早期把握に努める。

保育幼稚園課：83ページ、就学前児童への教育・保育の量の見込みと確保の方策について説明する。

就学前児童への教育・保育事業については、83ページの下表にあるように、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、3区分に認定してサービスを提供する。

1号認定とは、満3歳以上児のうち教育を希望される場合で、主に保護者が就労等をされていない方、あるいはパートタイム等短時間就労の方等で、主な利用施設は幼稚園や認定こども園の1号枠となる。

2号認定とは、満3歳以上児のうち保育の必要な事由に該当し保育を希望される場合で、主な利用施設は保育所、認定こども園となる。

3号認定とは、満3歳未満児で保育の必要な事由に該当し保育を希望される場合で、主な

利用施設は保育所、認定こども園、地域型保育事業となる。

まずは、84 ページの1号認定について、確保方策は、令和2年度より公立幼稚園の統合が始まり、藤井寺西幼稚園と野中分園が藤井寺南幼稚園に統合し、道明寺東幼稚園が道明寺南幼稚園に統合する予定。また、令和3年度には藤井寺北幼稚園が藤井寺幼稚園に統合する予定となっている。利用定員の確認については、本日の配付資料3としてお配りしているので、後ほどご説明させていただきます。

前回8月にお示した素案からの変更点については、藤井寺カトリック幼稚園が定員変更される予定で、1号認定の受入数を少なくし、その分、2号認定の受入数を増やす予定とお聞きしているので、今回その予定数を反映している。1号認定としては、確保方策の数値が少し減少するが、1号認定子どものニーズについては減少傾向にあり、量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

次に85 ページの2号認定についてだが、ニーズとしては年々増加を続けている。令和2年度に（仮称）ふじみ保育園が開園予定のため、確保方策の底上げがされるが、これまでの利用率が100%に近く、予断を許さない状況であり、施設の整備については、3号認定と合わせて、保育施設等の参入等により利用定員の増加をはかりたいと考えている。現在、具体的な保育施設等の内容は未定ですが、令和5年度に向けての計画としている。

確保方策の数値には、（仮称）ふじみ保育園による受け入れ数の増加や、第5保育所における、早急な安全対策としての耐震シェルター設置に伴う各保育室の床面積の減少による受入数の減少があり、その暫定値を見込んでいる。この点については、8月の子ども・子育て会議でも報告したが、それ以降の変更点としては、さきほど1号認定で説明したように、藤井寺カトリック幼稚園の定員変更による2号認定児の受入数の増加、また企業主導型保育施設について、増床による定員変更により、新たに2号認定児の地域枠を設定されたため、今回の数値に含めている。

この企業主導型保育施設について、藤井寺市では平成30年度に3か所が開園し、令和元年度に1か所、合計4か所あり、今回の第二期計画を作成するにあたり、企業主導型保育施設の地域枠を教育・保育の提供体制の確保内容に含めることとされたため、今回の数値に含めている。

また、量の見込みについては、保育認定を受けるための就労下限時間を見直し、現在の経過措置である月96時間以上から、月64時間への引き下げを令和2年度から実施することを予定している。これに伴い、新たな入所希望者の増加についても見込んでいる。今後、2号認定のニーズがどのように変遷するかを注意深く観察し、状況に応じて対応したいと考えている。量の見込みに対して確保方策は数値的には足りていると思われる。

次に86 ページの3号認定について、現在もっともニーズが増大している区分となる。本市における待機児童は主に3号認定を中心に発生している。

確保方策には、こちらも令和2年4月に開園予定の（仮称）ふじみ保育園の受け入れ数の増加や、第5保育所の耐震シェルター設置に伴う受入数の減少を暫定値として見込んでいる。また企業主導型保育施設についても増床による定員変更により、前回8月にお示した素案から、少し増加している。

ただし、さきほども申したように、特に1～2歳児のニーズ量は増加傾向にあり、令和3年度、令和4年度については、確保方策は十分であるとは言えない数値となっている。

今後については、2号認定と合わせた計画として、保育施設等の参入等により、利用施設の増大を図るとともに、ニーズの推移を注視しながら、適切な利用定員の確保に努めてまいりたいと考えている。2号認定の説明でも申したが、現在、具体的な保育施設等の内容は未定だが、令和5年度に向けての計画としている。

以上で、教育・保育の量の見込みと確保方策の説明を終わる。

保育幼稚園課： それでは、次に 87 ページの「地域子ども・子育て支援事業」の時間外保育事業（延長保育事業）について説明する。この事業は、保育所等の入所児童について、通常保育時間の前後に時間を延長して保育を実施するものである。現在実施している施設 11 か所に加え、令和 2 年度からは、(仮称) ふじみ保育園でも実施予定。量の見込み、確保方策はいずれも、前回 8 月にお示しした素案と同じ数値となっている。量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

次に、一時預かり事業（①幼稚園等における在園児を対象とした預かり保育）について説明する。こちらは幼稚園や認定こども園の在園児を通常の就園時間に加え、延長してお預かりする事業。公立幼稚園では現在、道明寺こども園のみで実施しているが、来年度からの幼稚園統合に合わせて、令和 2 年度からは藤井寺南幼稚園と道明寺南幼稚園でも実施し、令和 3 年度 4 からは藤井寺幼稚園でも実施する予定。量の見込み、確保方策はいずれも、前回 8 月にお示しした素案と同じ数値となっており、量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

次に、88 ページの一時預かり事業（②在園児対象以外）について、この事業は、保護者等の病気や看護、あるいは不定期な就労等で家庭での保育が困難な場合に、一時的にお預かりする事業。現在は 3 か所での実施だが、令和 2 年度より (仮称) ふじみ保育園でも実施する予定である。この事業については、前回 8 月にお示しした素案では、量の見込みと確保方策に大きな乖離があった。前回は、国の手引きに従った推計値で見込んでいたが、家庭類型につきまして、実態に見合った形で推計しなおした。しかし、この一時預かり事業については、量の見込みに対して確保方策が不足しており、実施するには新たに保育室を確保する必要があることから、既存の保育施設での実施は困難な状況である。このため、さきほど 2 号認定、3 号認定のご説明でも申した、令和 5 年度に計画予定の保育施設等において、当該事業の実施を検討し、受け入れ態勢の拡充に努めたいと考えている。

病児・病後児保育事業については、現在、藤井寺市で行っているのは体調不良児対応型の病児保育事業で、在園児が保育中に病気にかかった際に保護者がお迎えに来られるまでの間、保健室等で一時的に預かる事業。現在は 4 か所での実施だが、令和 2 年度より (仮称) ふじみ保育園でも実施予定。また、(仮称) ふじみ保育園では、病後児対応型も実施する予定となっており、事業の詳細については、現在調整中である。量の見込み、確保方策はいずれも、前回 8 月にお示しした素案と同じ数値となっており、量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

次に、92 ページの実費徴収に係る補足給付を行う事業について、この内容については、お配りしている資料 2 を併せてご覧ください。

対象者としては、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の園児で、市民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯や第 3 子以降について、副材料費にあたる給食費の補助を行なうもの。

現在、本市における私立幼保連携型認定こども園に通っている 1 号認定児で、特別な支援が必要な子どもはおられないため、実施していない事業だが、国等の動向を踏まえながら、特別な支援が必要な子どもの認定方法等事業の実施方法を検討していく。

健康課： 妊婦健康診査は全ての妊婦を対象とし、妊婦の健康の保持増進を図る目的で、14 回の健康診査の助成を継続する。この事業の量の見込みに関しては、全妊娠期間中の流産者数を考慮した対象人数を求め、対象人数に妊婦健康診査平均受診回数約 12 回を乗じて算出している。出産年齢に達する 15～49 歳の女性の人数の減少などにより、妊婦の緩やかな減少が予想されるため、量の見込みも減少している。

乳幼児家庭全戸訪問事業は、子育て情報の提供や養育環境の把握を行う、全ての乳児のいる家庭を対象とした事業で、今後も継続して実施する。この事業は各年度の推計出生数をも

とに、長期里帰りや長期入院などで、生後4か月までに自宅への訪問ができないケースを、訪問不可人数として差し引き、量の見込みとして算出している。

生涯学習課： 放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出については、子ども・子育て支援事業計画に用いる人口推計値を基に算出した数値に、教育委員会で実績から算出した95%を乗じ、新1年生の入学予定者数を算出した。

次に、直近5か年の入会率等を勘案し、毎年度低学年は2パーセントずつ入会率が増加していくと算出した。高学年についても、全学年受け入れを実施していること等を勘案し、1.0%ずつ入会率が増加していくと算出している。そして、それぞれの年度の小学校在籍者数に予測入会率を乗じ、それを各年度の量の見込み数としている。

確保方策の数値については、算出した量の見込み数に見合う受け皿を確保するため、令和2年度より790名分を確保するというものになっている。これは、現在の定員数の合計である710名に、新たに40名を定員とする支援の単位を2つ拡充するということである。

こども政策課： 最後に利用者支援事業について、説明する。利用者支援事業は、未就学児の保護者や妊娠している人などが安心して子育てができるように、個々に応じた相談、助言を行い、関係機関との架け橋としてサポートする事業。これまで市では実施に向けて検討をしていたが、今年度についても、まだ実施には至っていない。しかし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援として重要な事業なので、令和2年度より1か所、実施ができるよう検討を進めているところである。

事務局： 量の見込みと確保方策について、ひととおりに説明した。その後のページは、計画を立てる際の推進体制と、この子ども・子育て会議の条例、委員名簿、策定過程などが記載予定となっている。このうち、96ページの委員名簿については、今回は公開の会議となるので、委員の皆さまのご氏名と所属を記載することになる。あらかじめご了承くださいませよう、よろしく願います。この計画素案について、委員の皆さまよりご意見をいただけたらと思う。

会長： ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問などあれば、願います。

利用者支援事業については、妊娠している方が円滑に利用できるような、情報提供や関係課間の連絡調整など、ばらばらであった部分を一つにしようとする動きであり、期待しているのでよろしく願います。

委員： 量の見込み等については、意見はない。先ほど委員の話聞き、子ども食堂というボランティア活動をしている方がいることを、今日初めて知った。そのような素敵な活動をやっていることが、市民の方に届いていないことがすべてだと思う。子育て世帯が住みやすい街を目指すならば、行政が市民と活動団体をつなぐ太いパイプ役を担うしかないと思う。

各団体で活動内容の広報紙を出されている所もあるが、やはり一部の方にだけしか届いていない状態である。市の広報紙をもっと活用してほしい。ボランティア活動をされている現場の方の声や思い、例えば子ども110番の家をされている方がどのような思いでされているのかなどを、こちらは推測するしかない。広報紙に現場のリアルな声や思いをインタビュー形式で毎月掲載してほしいと思う。

私は、第一期の計画策定時からこの会議に参加させていただいているが、今、各課で行っている事業の説明で初めて知る事業も多かった。また、その課がどこまでしてくれるかすらも、分からない。これが市民の正直なところだと思う。私は、ボランティア団体で長年活動をしているため、行政の方々の顔や名前が分かり直接話をする立場である。しかし、言葉は不適切だが、弱者と呼ばれるような立場の方は行政とのパイプがない。そのパ

イブを太くしていただくには、行政に繋いでいただくしかない。一般市民の方は、市の中でどのような活動をしている団体があるのか分からないと思う。計画の内容が机上の空論とならないように、行政がパイプ役になっていただきたい。

会 長： 市民から声が上がる前に、各課で見直すべきところは点検し、各課の連携も検討してもらい、その上で我々が分かる形で情報発信をしていただきたい。先ほどの委員の意見は、この会議の委員の総意であると思っている。

他に、何か意見はあるだろうか。

～質問なし～

会 長： では、議題「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 公立幼稚園の利用定員の変更について、所管課である保育幼稚園課より報告させていただく。詳細について、担当課から説明をする。

保育幼稚園課： 資料3をご覧ください。先ほど説明があったように、令和2年4月から公立幼稚園が統廃合される。これに伴い、利用定員を見直すことになった。藤井寺西幼稚園と藤井寺南幼稚園野中分園が、藤井寺南幼稚園に統合されるため、総定員数が210名から70名となり、140名減少する。

また、道明寺東幼稚園が道明寺南幼稚園に統合されることから、総定員数が140名から70名となり、70名減少する。報告は以上となる。

事務局： 何か意見があればお願いします。

～意見なし～

会 長： 再編実行計画策定時に関わらせていただいたが、園の統合について、市民や委員に対して説明を十分行い策定されていたと思う。

情報発信の部分では、子育て情報発信アプリを導入する意見もあったかと思う。費用の面でできないこともあると思うが、費用をかけずにできることもあると思うので、それぞれの課が発信・連携してもらいたい。この会議で出た私たち委員の意見は計画に、ずいぶん取り入れられて進めてもらっていると感じている。

他に何かあるだろうか。

～意見なし～

事務局： ありがとうございます。

予定していた議論はこれで終了となるので、会議はこれで終了とさせていただきます。

5. 閉会